

現物給付方式についての

Q & A



Q 1. 現物給付方式で助成を受ける場合は、全ての費用が無料になりますか？

A 1. 保険適用となる医療費は、窓口負担はありません。
ただし、健康診断や予防接種、入院時の個室代など保険適用外の費用は窓口負担が必要です。また、入院時の食事代の助成があるのは食事代が減額された場合のみとなります（非課税世帯で、かつ限度額適用認定証の提示が必要です）。

Q 2. 鈴鹿市内の医療機関を受診した時に、現物給付方式に対応した新しい受給資格証を提示できなかった（忘れた）場合はどうなりますか？

A 2. 医療機関へ医療費をお支払いください。後日、受給資格証を医療機関へ提示していただくことで、償還払い方式で助成が行われます。

Q 3. 現物給付方式の対象年齢「0歳から15歳到達年度末まで（4月1日生まれは前月末日まで）」がよくわかりません。

A 3. 例えば、令和4(2022)年度に15歳になる(平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれの)お子様なら、令和5年3月末日までが現物給付方式の対象期間となります。令和4年4月1日で15歳になる(平成19年4月1日生まれの)お子様は令和4年3月末日までとなります。

Q 4. 三重県外の医療機関を受診するときはどうすればいいですか？

A 4. 三重県外の医療機関を受診した場合は、領収書(保険適用・適用外のわかるもの)と受給資格証を持参のうえお手続きいただくと、償還払い方式で助成が行われます。詳しくは、裏面の問合せ先までお尋ねください。

Q 5. 三重県外の病院で発行された処方せんで、三重県内の薬局で薬を受け取る場合、薬代はどうなりますか？

A 5. 三重県外の病院で発行された処方せんでも、受け取る薬局が三重県内であれば、その薬代は現物給付の対象となります。なお、県外でかかった医療費については上記Q4のとおりお手続きが必要です。

反対に、三重県内の病院を受診し現物給付を受けた場合でも、受け取る薬局が三重県外なら、その薬代は現物給付の対象とはなりません。